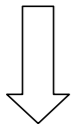
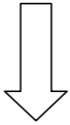
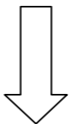


# 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の一部改正について

関係法の改正等	条例の改正
<p><b>1 障害者基本法の改正（平成23年8月5日施行）</b></p> <p><b>（改正前）</b> （定義）                  第二条 この法律において、「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>  <p><b>（改正後）</b> （定義）                  第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。                  二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p><b>2 障害者虐待防止法の制定（平成24年10月1日施行）</b>                  障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める</p> <p><b>3 地域主権一括法による「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」の一部改正（平成24年4月1日施行）</b>                  都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助</li> <li>知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助</li> </ul> については、市町村へ移譲	<p><b>（改正前）</b> （定義）                  第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p>  <p><b>（改正後）</b> （定義）                  第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>※平成24年3月23日（改正条例の公布日）施行</p> <p>○ 障害者虐待の禁止（第九条）、通報（第十条）、通報があった場合の権限行使（第十一条）等の関係条文をすべて削除する</p> <p>※平成24年10月1日施行</p> <p><b>（改正前）</b> （第十二条～第十四条：地域相談員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、法律に規定する業務の一部として、条例による「地域相談員」の業務を行う</li> <li>知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他福祉サービス、医療、情報の提供等、商品及びサービスの提供、労働者の雇用、教育、建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、「地域相談員」の業務を行わせる</li> </ul>  <p><b>（改正後）</b> （第十四条：地域相談員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、（身体障害者相談員及び知的障害者相談員も含め）障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他福祉サービス、医療、情報の提供等、商品及びサービスの提供、労働者の雇用、教育、建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、「地域相談員」の業務を行わせる</li> </ul> <p>※平成24年4月1日施行</p>